

大口町養育医療給付等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育医療の実施に関し、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）及び大口町養育医療の給付に関する規則（平成25年大口町規則第1号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとし、もって未熟児の健康の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 養育医療の対象は、次の各号のいずれかの症状等を有している法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

(1) 出生時体重が2000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

(ア) 運動不安又はけいれんがあるもの

(イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器、循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの

(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にある又は毎分30以下のもの

(ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

(ア) 生後24時間以上排便のないもの

(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

(ウ) 血性吐物又は血性便のあるもの

オ 黄疸^{だん}

生後数時間以内に現れるか、又は異常に強い黄疸のあるもの

(指定養育医療機関)

第3条 養育医療の給付は、法第20条第4項の規定に基づき指定された指定養育医療機関において行うものとする。

(養育医療の給付)

第4条 養育医療の給付の範囲は次のとおりとし、原則として移送費等を除きすべて現物給付とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 移送

2 前項第4号及び第5号の給付の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 移送費等については、未熟児が入院する場合又は医師が特に必要と認めた場合に、証拠書類を添えて町長に支給申請をすることができる。
- (2) 前号の移送に際し付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費について、証拠書類を添えて町長に支給申請をすることができる。
- (3) 町長は、前2号の移送費等の支給申請があったときは、必要最小限度の実費を給付するものとする。

3 養育医療の給付を行う場合において、対象となる未熟児が医療保険各法の被保険者又は被扶養者である場合は、当該医療保険各法による給付が優先するものとし、養育医療の給付は自己負担分について行うものとする。

附 則 (平成25年2月28日 大口町告示第15号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日 大口町告示第26号)

この要綱は、告示の日から施行する。